

使用前確認申請書

令03原機(科研)002
令和3年4月28日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄
(公印省略)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の2第3項の規定により次のとおり使用前検査の確認を受けたいので申請します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1 代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄
工場又は事業所の名称及び所在地	名称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 所在地 茨城県那珂郡東海村大字白方2番地4
使用前確認を受けようとする使用施設等の範囲	JRR-3のうち、 貯蔵施設の設備のうち、 中性子散乱実験用貯蔵箱
使用施設に設けられるセル、グローブボックスその他の気密設備の内部において使用し、又は貯蔵施設において貯蔵しようとする核燃料物質の最大の量	JRR-3における年間予定使用量を別紙-1に示す。
使用前確認を受けようとする使用施設等の設計及び工事の方法	中性子散乱実験用貯蔵箱は、中性子散乱による物性の研究に用いるものである。 設計仕様 寸法：長さ；約400mm 幅 ；約400mm 高さ；約400mm 厚さ；鉛 20mm、鉄鋼 5mm 主要材料：鉄鋼及び鉛 台数： 4台 その他 ；施錠でき、標識が設けられていること。 当該貯蔵箱は、一般産業用工業品であり、購入後現地に設置する。 工事の方法については別紙-2に示す。

<p>使用前確認を受けようとする使用前検査に係る工事の工程、期日、場所及び種類</p>	<p>工事の工程</p> <p>構造、強度及び漏えいに係る検査（第1号*） 期日 自 令和3年 6月24日 至 令和3年 6月25日 場所 J R R - 3</p> <p>機能及び性能に係る検査（第2号*） 期日 自 令和3年 6月24日 至 令和3年 6月25日 場所 J R R - 3</p> <p>品質マネジメントに係る検査（第3号*） 期日 自 令和3年 6月24日 至 令和3年 6月25日 場所 J R R - 3</p> <p>種類 核燃料物質の使用等に関する規則第2条の2による使用前検査 J R R - 3のうち、 貯蔵施設の設備のうち、 中性子散乱実験用貯蔵箱 詳細は別紙-3に示す。</p> <p>*核燃料物質の使用等に関する規則第2条の2第1項</p>
<p>使用前確認を受けようとする使用前検査に係る工事の品質マネジメントシステム</p>	<p>「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」に適合するように策定した「原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質マネジメント計画書」（Q S - P 1 0）により、設計及び工事の品質管理を行う。</p>
<p>使用施設等を核燃料物質等を用いた試験のために使用するとき又は使用施設等の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法</p>	<p>該当なし</p>

添付資料-1：工事の工程に関する説明書

添付資料-2：工事の工程における放射線管理に関する説明書

添付資料-3：施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書

添付資料-4：使用施設等の技術基準及び核燃料物質の使用の変更の許可申請に関する説明書

添付資料-5：使用前検査に係る工事の品質マネジメントシステムに関する説明書

使用施設に設けられるセル、グローブボックスその他の気密設備の内部において使用し、
又は貯蔵施設において貯蔵しようとする核燃料物質の最大の量

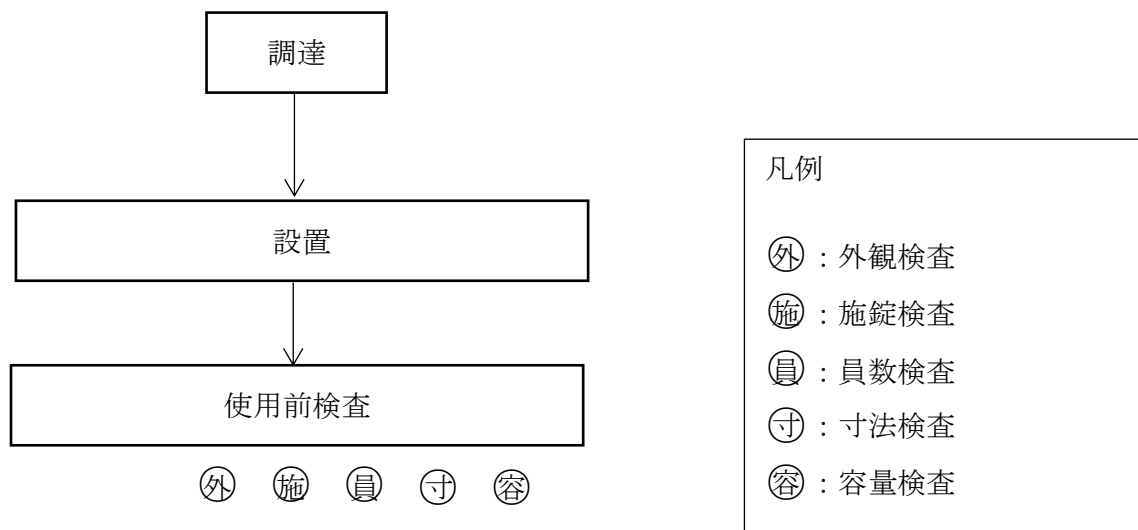
J R R－3における年間予定使用量を以下に示す。

核燃料物質の種類	年間予定使用量	
	最大存在量	延べ取扱量
劣化ウラン	53kg	100kg
天然ウラン	53kg	100kg
濃縮ウラン		
5%未満	630kg (²³⁵ U量31.5kg)	630kg (²³⁵ U量31.5kg)
5%以上20%未満	15kg (²³⁵ U量3kg)	15kg (²³⁵ U量3kg)
20%以上	5kg (²³⁵ U量4.65kg)	5kg (²³⁵ U量4.65kg)
プルトニウム(密封)	0.5kg	1kg
ウラン233	0.5kg	1kg
トリウム	0.5kg	1kg
使用済燃料	13,350TBq	26,540TBq

なお、中性子散乱実験用貯蔵箱の1台あたりの最大収納量は、天然ウラン、劣化ウラン及びトリウムの合計50g以下である。

使用前確認を受けようとする使用施設等の工事の方法

中性子散乱実験用貯蔵箱の工事の方法及び手順を以下に示す。

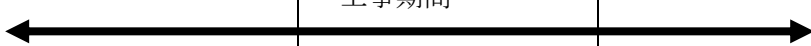



受けようとする検査の期日、場所及び種類

検査の期日	場 所	種 類	
		技術上の基準	検査対象
令和3年 6月24日～ 6月25日	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 JRR-3	使用施設等の技術基準に関する 規則第12条第1項第3号 (火災等による損傷の防止)	中性子散乱実験用貯蔵箱 ・外観検査
		使用施設等の技術基準に関する 規則第18条第1項第1号 (貯蔵施設)	中性子散乱実験用貯蔵箱 ・施錠検査
		使用施設等の技術基準に関する 規則第18条第1項第2号 (貯蔵施設)	中性子散乱実験用貯蔵箱 ・外観検査 ・員数検査
		使用施設等の技術基準に関する 規則第24条第1項第2号 (遮蔽)	中性子散乱実験用貯蔵箱 ・外観検査 ・寸法検査
		その他の仕様	中性子散乱実験用貯蔵箱 ・容量検査

工事の工程に関する説明書

核燃料物質の使用等に関する規則第2条の2第1項による使用前検査の実施について、第1号「構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法」、第2号「機能及び性能を確認するために十分な方法」及び第3号「その他使用施設等が法第55条の2第2項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法」に関する工程は以下のとおりとする。

項目 \ 年	令和3		
	4月	5月	6月
中性子散乱実験用 貯蔵箱の設置	 工事期間		
			

▼：使用前検査

- ・品質マネジメントに係る検査(第3号検査)
- ・外観検査(立会確認)(第1号検査)
- ・員数検査(立会確認)(第1号検査)
- ・寸法検査(記録確認)(第2号検査)
- ・容量検査(記録確認)(第2号検査)
- ・施錠検査(立会確認)(第2号検査)

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

放射線管理については、「原子力科学研究所 核燃料物質使用施設等保安規定」に基づき、以下のとおり実施する。具体的な管理については前述の規定の下部要領である「原子力科学研究所 放射線安全取扱手引」に基づき実施する。

(1) 検査に係る作業区域の区画及び汚染拡大防止

管理区域内においては、被ばく低減及び汚染拡大防止のため、工事エリアのサーベイを実施するとともに、表面密度等の環境条件に応じて、適切な汚染拡大防止策を講ずる。また、必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査に係る者に対し、防護具の適切な着用及び被ばく管理について指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

被ばく線量は、所定の個人被ばく線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

- ・原子力科学研究所 JRR-3原子炉建家1階及び実験利用棟2階 : 管理区域

施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書

本申請において使用前確認を受けようとする中性子散乱実験用貯蔵箱は、保全重要度「低」である。

なお、JRR-3における施設管理の重要度（保全重要度）は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の「保全文書の策定等に関するガイド（保全文書ガイド）」を参考に分類しており、JRR-3における設備・機器は、全て保全重要度「低」に分類される。

使用施設等の技術基準及び核燃料物質の使用の変更の許可申請に関する説明書

1. 核燃料物質の臨界防止（使用施設等の技術基準に関する規則第 4 条）
中性子散乱実験用貯蔵箱の最大収納量は、最小臨界量を十分下回るため非該当。
2. 使用施設等の地盤（使用施設等の技術基準に関する規則第 5 条）
中性子散乱実験用貯蔵箱の設置により、原子炉建家及び実験利用棟の地盤及び支持構造に変更はないため非該当。
3. 地震による損傷の防止（使用施設等の技術基準に関する規則第 6 条）
中性子散乱実験用貯蔵箱は、貯蔵する核燃料物質が全て密封構造を有しており、地震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないため非該当。
4. 津波による損傷の防止（使用施設等の技術基準に関する規則第 7 条）
中性子散乱実験用貯蔵箱は、各建家に内包され、その安全機能が損なわれるおそれがないため非該当。
5. 外部からの衝撃による損傷の防止（使用施設等の技術基準に関する規則第 8 条）
中性子散乱実験用貯蔵箱の設置により、想定される自然現象（地震又は津波を除く。）によりその安全機能を損なうおそれがないため非該当。
6. 立入りの防止（使用施設等の技術基準に関する規則第 9 条）
中性子散乱実験用貯蔵箱は、人が立ち入る建家等ではないため非該当。
7. 使用施設等への人の不法な侵入等の防止（使用施設等の技術基準に関する規則第 10 条）
中性子散乱実験用貯蔵箱は、人の不法な侵入等を防止する建家等ではないため非該当。
8. 閉じ込めの機能（使用施設等の技術基準に関する規則第 11 条）
中性子散乱実験用貯蔵箱へ貯蔵する核燃料物質は、全て密封構造であるため非該当。
9. 火災等による損傷の防止（使用施設等の技術基準に関する規則第 12 条）
 - (1) 法令技術基準及び核燃料物質の使用の変更の許可申請書
使用施設等の技術基準に関する規則第 12 条第 1 項第 3 号「火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用

するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものであること。」の要求事項について、核燃料物質の使用の変更の許可申請のうち以下の事項について満たすことを確認するものである。

(2) 検査の種類

検査対象	検査項目
中性子散乱実験用貯蔵箱	外観検査

(3) 設計条件

中性子散乱実験用貯蔵箱の主要材料を、不燃性又は難燃性の材料で構成する。

(4) 設計結果

中性子散乱実験用貯蔵箱の主要材料を、鉄鋼及び鉛とする。

(5) 技術基準

検査対象	基準
中性子散乱実験用貯蔵箱	中性子散乱実験用貯蔵箱の外観検査を行い、主要材料が鉄鋼及び鉛であることを確認する。概略図を図1に示す。

10. 溢水による損傷の防止（使用施設等の技術基準に関する規則第13条）

中性子散乱実験用貯蔵箱は、万一、施設内で溢水が発生したとしても、安全機能を損なうおそれがないため非該当。

11. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止（使用施設等の技術基準に関する規則第14条）

中性子散乱実験用貯蔵箱は、化学薬品の取扱いはないため非該当。

12. 安全避難通路等（使用施設等の技術基準に関する規則第15条）

中性子散乱実験用貯蔵箱は、安全避難通路等を設ける設備ではないため非該当。

13. 使用施設等の機能（使用施設等の技術基準に関する規則第16条）

中性子散乱実験用貯蔵箱は静的な設備であり、他の使用施設等の安全機能への影響を及ぼさないため非該当。

14. 材料及び構造（使用施設等の技術基準に関する規則第17条）

中性子散乱実験用貯蔵箱は、容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、使用施設

等の安全性を確保する上で重要なものではないため非該当。

15. 貯蔵施設（使用施設等の技術基準に関する規則第18条）

（1）法令技術基準及び核燃料物質の使用の変更の許可申請書

使用施設等の技術基準に関する規則第18条第1項第1号「施錠の措置が講じられたものであること。」及び同項第2号「標識が設けられていること。」の要求事項について、核燃料物質の使用の変更の許可申請のうち以下の事項について満たすことを確認するものである。

（2）検査の種類

検査対象	検査項目
中性子散乱実験用貯蔵箱	施錠検査、外観検査、員数検査

（3）設計条件

- ・中性子散乱実験用貯蔵箱の扉が施錠できること。
- ・中性子散乱実験用貯蔵箱に必要な標識が設けられていること。
- ・中性子散乱実験用貯蔵箱が所定の数量設けられていること。

（4）設計結果

- ・中性子散乱実験用貯蔵箱の扉に錠前を設ける。
- ・中性子散乱実験用貯蔵箱に「貯蔵箱」及び「許可なくして触れることを禁ずる」と記載した標識を設ける。
- ・中性子散乱実験用貯蔵箱を、図2に示すとおり、原子炉建家及び実験利用棟に各2台ずつ配置する。

（5）技術基準

検査対象	基準
中性子散乱実験用貯蔵箱	中性子散乱実験用貯蔵箱の施錠検査を行い、施錠できることを確認する。
	中性子散乱実験用貯蔵箱の外観検査を行い、「貯蔵箱」及び「許可なくして触れることを禁ずる」と記載した標識が設けられていることを確認する。
	中性子散乱実験用貯蔵箱の員数検査を行い、図2に示すとおり、原子炉建家及び実験利用棟に各2台ずつ配置されていることを確認する。

16. 汚染を検査するための設備（使用施設等の技術基準に関する規則第19条）

中性子散乱実験用貯蔵箱は、汚染を検査するための設備ではないため非該当。

17. 放射線管理設備（使用施設等の技術基準に関する規則第20条）

中性子散乱実験用貯蔵箱は、放射線管理設備ではないため非該当。

18. 安全回路（使用施設等の技術基準に関する規則第21条）

中性子散乱実験用貯蔵箱は、使用施設等の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がないため非該当。

19. 廃棄施設（使用施設等の技術基準に関する規則第22条）

中性子散乱実験用貯蔵箱は、廃棄施設でないため非該当。

20. 核燃料物質等による汚染の防止（使用施設等の技術基準に関する規則第23条）

中性子散乱実験用貯蔵箱へ貯蔵する核燃料物質は、全て密封構造であるため非該当。

21. 遮蔽（使用施設等の技術基準に関する規則第24条）

(1) 法令技術基準及び核燃料物質の使用の変更の許可申請書

使用施設等の技術基準に関する規則第24条第1項第2号「放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられているもの」の要求事項について、核燃料物質の使用の変更の許可申請のうち、中性子散乱実験用貯蔵箱の遮蔽能力が、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（原子力規制委員会告示第八号）で定める放射線作業従事者の実効線量限度及び管理区域境界における実効線量を超えないように設計されていることを確認するものである。

(2) 検査の種類

検査対象	検査項目
中性子散乱実験用貯蔵箱	寸法検査、外観検査

(3) 設計条件

中性子散乱実験用貯蔵箱は、必要な遮蔽能力を有するように設計する。

(4) 設計結果

中性子散乱実験用貯蔵箱は箱型の密閉構造であり、各面の遮蔽体である鉛、鉄鋼の厚さが、下記に示す寸法以上であること。

材料	寸法
鉛	20 mm
鉄鋼	5 mm

(5) 技術基準

検査対象	基準
中性子散乱実験用貯蔵箱	中性子散乱実験用貯蔵箱の各面の鉛、鉄鋼の厚さを測定し、設計結果で示した寸法以上であることを確認する。 また、構造上、箱型の密閉構造であることを確認する。

2.2. 非常用電源設備（使用施設等の技術基準に関する規則第25条）

中性子散乱実験用貯蔵箱の設置は、非常用電源設備ではないため非該当。

2.3. 警報装置等（使用施設等の技術基準に関する規則第26条）

中性子散乱実験用貯蔵箱の設置により、既存の警報装置等への接続は行わないため非該当。

2.4. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止（使用施設等の技術基準に関する規則第27条）

中性子散乱実験用貯蔵箱の設置により、当該事故の想定条件に変更はないため非該当。

2.5. その他の仕様

(1) 核燃料物質の使用の変更の許可申請書

核燃料物質の使用の変更の許可申請書のうち、中性子散乱実験用貯蔵箱の容量が、貯蔵するために必要な容量を有していることを確認する。

(2) 検査の種類

検査対象	検査項目
中性子散乱実験用貯蔵箱	容量検査

(3) 設計条件

- ・中性子散乱実験用貯蔵箱が、貯蔵するために必要な容量を有すること。

(4) 設計結果

- ・中性子散乱実験用貯蔵箱の各辺の内寸法が 30 cm以上であること。

(5) 技術基準

検査対象	基準
中性子散乱実験用貯蔵箱	中性子散乱実験用貯蔵箱の各辺の内寸法を測定し、30 cm以上であることを確認する。

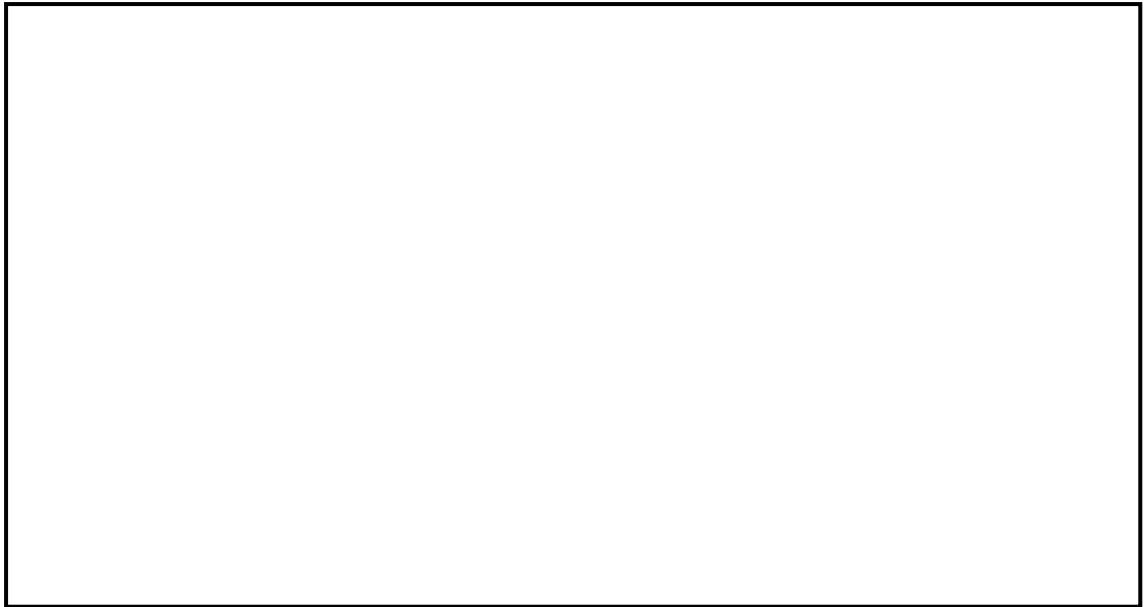


図1 中性子散乱実験用貯蔵箱の概略図

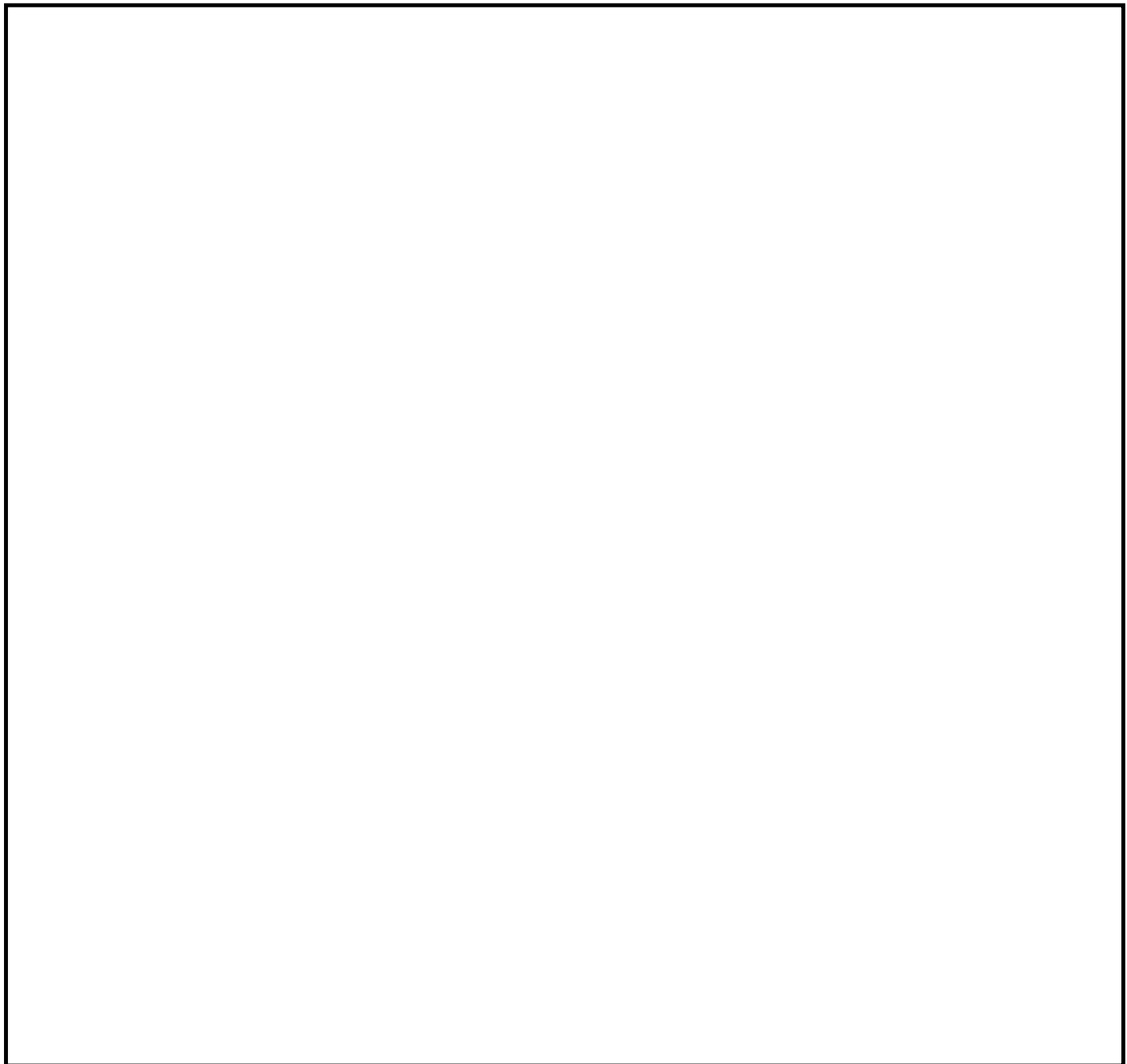


図2 中性子散乱実験用貯蔵箱の配置について

使用前検査に係る工事の品質マネジメントシステムに関する説明書

使用前検査に係る工事の品質マネジメントについては、「原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質マネジメント計画書」(Q S - P 1 0)に基づき以下のとおり実施する。

1. 設計・開発

1. 1 設計・開発の計画

- (1) 工事等を担当する J R R - 3 管理課長は、核燃料物質使用施設等の設計・開発の計画を策定し、管理する。
- (2) J R R - 3 管理課長は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。
 - a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度
 - b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制
 - c) 設計・開発に関する部署及び要員の責任及び権限
 - d) 設計・開発に必要な内部及び外部の資源
- (3) J R R - 3 管理課長は、効果的なコミュニケーションと責任及び権限の明確な割り当てを確実にするために、設計・開発に関与する関係者(他部署を含む。)間のインターフェースを運営管理する。
- (4) J R R - 3 管理課長は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。

1. 2 設計・開発へのインプット

- (1) 工事等を担当する J R R - 3 管理課長は、核燃料物質使用施設等の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を作成し、管理する。インプットには次の事項を含める。
 - a) 機能及び性能に関する要求事項
 - b) 適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報
 - c) 適用される法令・規制要求事項
 - d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項
- (2) J R R - 3 管理課長は、これらのインプットについて、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反することがないようにする。

1. 3 設計・開発からのアウトプット

- (1) 工事等を担当する J R R - 3 管理課長は、設計・開発からのアウトプット(機器等の仕様等)は、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式により管理する。また、次の段階に進める前に、承認をする。
- (2) J R R - 3 管理課長は、設計・開発のアウトプット(機器等の仕様等)は、次の状態とする。
 - a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。
 - b) 調達、業務の実施及び核燃料物質使用施設等の使用に対して適切な情報を提供する。
 - c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。
 - d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な核燃料物質使用施設等の特性を明確にする。

1. 4 設計・開発のレビュー

- (1) 工事等を担当する J R R - 3 管理課長は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに体系的なレビューを行う。
 - a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。
 - b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。
- (2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部署を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。
- (3) J R R - 3 管理課長は、設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。

1. 5 設計・開発の検証

- (1) 工事等を担当する J R R - 3 管理課長は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットとして与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに検証を実施する。
- (2) J R R - 3 管理課長は、設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。
- (3) 設計・開発の検証には、原設計者以外の者又はグループが実施する。
- (4) 設計・開発を外部委託した場合には、J R R - 3 管理課長は、仕様書で与えている要求事項を満たしていることを確実にするために、仕様書と受注者が実施した設計・開発の結果とを対比して検証を実施する。

1. 6 設計・開発の妥当性確認

- (1) 工事等を担当する J R R - 3 管理課長は、設計・開発の結果として得られる核燃料物質使用施設等又は個別業務が、規定された性能、指定された用途又は意図された用途に係る要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。ただし、当該核燃料物質使用施設等の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該核燃料物質使用施設等の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を完了する。
- (2) J R R - 3 管理課長は、実行可能な場合はいつでも、核燃料物質使用施設等を使用又は個別業務を実施するに当たり、あらかじめ、設計・開発の妥当性確認を完了する。
- (3) J R R - 3 管理課長は、設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。

1. 7 設計・開発の変更管理

- (1) 工事等を担当する J R R - 3 管理課長は、設計・開発の変更を行った場合は変更内容を識別するとともに、その記録を作成し、管理する。
- (2) J R R - 3 管理課長は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。
- (3) J R R - 3 管理課長は、設計・開発の変更のレビューにおいて、その変更が、当該核燃料物質使用施設等を構成する要素(材料又は部品)及び関連する核燃料物質使用施設等に及ぼす影響の評価を行う。
- (4) J R R - 3 管理課長は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。

2. 調達

2. 1 調達プロセス

- (1) J R R - 3 管理課長は、調達製品等が規定された調達要求事項に適合することを確実にする。
- (2) J R R - 3 管理課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。
- (3) J R R - 3 管理課長は、供給者が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、技術的能力や品質管理体制等に関する情報を入手して供給者を評価し、選定する。また、供給者に関する情報の更新等により必要な場合には再評価する。

- (4) 調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準は、「原子力科学研究所調達管理要領」及び本部の供給先の評価・選定に関する要領に定める。
- (5) JRR-3管理課長は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、管理する。

2. 2 調達要求事項

- (1) JRR-3管理課長は、調達製品等に関する要求事項を仕様書にて明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。
 - a) 製品、業務の手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項
 - b) 要員の力量(適格性を含む。)確認に関する要求事項
 - c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項
 - d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項
 - e) 安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項
 - f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
 - g) その他調達物品等に関し必要な要求事項
- (2) JRR-3管理課長は、前項に加え、調達製品等の要求事項として、供給者の工場等において使用前検査又はその他の活動を行う際、原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。
- (3) JRR-3管理課長は、供給者に調達製品等に関する情報を伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。
- (4) JRR-3管理課長は、調達製品等を受領する場合には、調達製品等の供給者に對し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

2. 3 調達製品等の検証

- (1) JRR-3管理課長は、調達製品等が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を仕様書に定めて、次の事項のうち該当する方法で検証を実施する。
 - a) 受入検査(記録確認を含む。)
 - b) 立会検査(供給者先、現地)
 - c) その他(書類審査、受注者監査)
- (2) JRR-3管理課長は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品等のリリース(出荷許可)の方法を調達要求事項の中で明確にする。

3. 監視機器及び測定機器の管理

- (1) J R R - 3 管理課長は、業務・核燃料物質使用施設等に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を個別業務の計画の中で明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。
- (2) J R R - 3 管理課長は、監視及び測定の要求事項と整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にする。
- (3) J R R - 3 管理課長は、測定値の正当性を保証しなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たすようにする。
 - a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録し、管理する。
 - b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。
 - c) 校正の状態が明確にできる識別をする。
 - d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。
 - e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。
- (4) J R R - 3 管理課長は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。また、その機器及び影響を受けた業務・核燃料物質使用施設等に対して、適切な処置を行う。
- (5) J R R - 3 管理課長は、監視機器及び測定機器の校正及び検証の結果の記録を作成し、管理する。
- (6) J R R - 3 管理課長は、規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアを組み込んだシステムが意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。

4. 検査及び試験

- (1) J R R - 3 管理課長は、核燃料物質使用施設等の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画に従って、適切な段階で自主検査等を実施する。
- (2) 検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる使用前検査又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、管理する。
- (3) 記録には、リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を明記する。
- (4) 個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や核燃料物質使用施設等を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。

- (5) 原子力施設検査室長は、保安活動の重要度に応じて、使用前検査の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。また、自主検査及び試験を行う J R R - 3 管理課長は、自主検査等の検査及び試験要員について、これを準用する。